

スマートC a t（イージー出荷）ソフトウェアカスタマイズ業務約款

宅急便送り状発行業務支援システム

第1章 総則

第1条（本件業務の提供）

ヤマトシステム開発株式会社（以下「当社」といいます）は、このスマートC a t（イージー出荷）ソフトウェアカスタマイズ業務約款（以下「本約款」といいます）に基づき、契約者に対して本件業務を提供します。

第2条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- （1）本件業務
本約款に基づき当社が提供する本件ソフトウェアのカスタマイズ業務
- （2）本契約
本約款並びに本約款及び諸規定等に基づく、当社と契約者との間に締結される本件業務に関する契約
- （3）本件ソフトウェア
当社が発行するスマートC a t（イージー出荷）ソフトウェア利用約款（以下「利用約款」といいます）に基づき提供される「スマートC a t（イージー出荷）ソフトウェア」
- （4）利用契約
利用約款に基づき当社と契約者との間に締結される本件ソフトウェアの利用に関する契約
- （5）契約者
当社と本契約及び利用契約を締結している者
- （6）申込者
当社と本契約を希望する者

第3条（本約款の適用）

本約款は、契約者が本件ソフトウェアをカスタマイズして利用することを希望する場合に、利用約款第22条（本件ソフトウェアの変更または改作）第2項に基づき実施する本件業務について、基本的な実施条件を定めたものです。

2. 申込者は本契約を希望する場合は、本契約とは別に利用契約を締結する必要があります。
3. 契約者が本契約に基づき本件ソフトウェアをカスタマイズして利用する場合、利用契約に基づく利用料金に含まれる本件ソフトウェアのサポートサービス料金に加えて、カスタマイズ部分に対するサポートサービス料金を第4章（サポートサービス）の定めに従い、別途支払うものとします。

第4条（分離性）

本約款のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本約款の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第5条（専属的合意管轄裁判所）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第6条（準拠法）

本約款並びに利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

第7条（協議）

本約款並びに利用契約に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた事項については、両者誠意をもって協議することとします。

第2章 利用契約の締結等

第8条（本契約申込の承諾と契約の成立）

本契約は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます）による申込者の申込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は当該申込者による利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- （1）当社との利用契約が締結されていない場合
- （2）申込みの際に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- （3）申込者が第11条（契約の終了）第1項各号のいずれかに該当するおそれがあるなど、債務の履行が困難と想定される場合
- （4）その他当社が不相当と判断したとき

第9条（権利譲渡の禁止等）

契約者は、当社の事前の書面による同意なくして、契約者としての地位を第三者に継承させ、或いは利用契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはなりません。

第10条（契約期間）

本契約は、第8条（本契約申込の承諾と契約の成立）に定める本契約の成立した日から、本件業務が終了し、第22条（委託料金の支払方法）に定める委託料金の支払いが完了する日まで有効なものとして存続します。

第11条（契約の終了）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときには、何らの催告を要せずに、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。

- （1）本約款または申込書の記載事項に違反し、当社が相当の期間を定めて履行を催告したにも関わらず、履行されなかったとき
 - （2）監督官庁から営業取消・停止などの処分を受けたとき
 - （3）手形交換所の不渡処分を受けたとき、または支払停止状態に至ったとき
 - （4）第三者からの差押え・仮差押え・仮処分等の強制執行の申し立てを受けたとき
 - （5）破産、特別清算、民事再生手続の開始または会社更生手続の開始の申し立てを受けたとき、または申し立てを自らなしたとき
 - （6）解散（合併の場合を除く）の株主総会決議をしたとき
 - （7）財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - （8）その他本約款の義務の履行が期待できないと認められる相当の事由があるとき
2. 前項により本契約が解約された場合、当社はこれまでに要した当社の費用の償還を契約者に求めることができるものとします。
 3. 第24条（秘密保持）の定めは、本契約の終了後においてもその効力を有するものとします。

第3章 本件業務の条件等

第12条（本件業務の作業内容）

本件業務の作業内容は次の各号の通りとし、申込書に添付の「カスタマイズ要件確認書」に基づき実施するものとします。

- (1) 設計
 - (2) プログラミング
 - (3) テスト
2. 当社が契約者に納入する本件業務の納入物は次の通りとします。
- | | |
|-----------------|----|
| (1) カスタマイズ要件確認書 | 1式 |
| (2) マニュアル | 1式 |
| (3) プログラム実行ファイル | 1式 |
3. 前項に定める納入物以外のシステム仕様書、プログラム等の本業務の成果（以下「その他成果物」という）に関しては、当社は契約者に対し使用権を与えるものとします。

第13条（納入期限）

本件業務の納入期限は、申込書に記載の通りとします。

第14条（仕様変更及び追加）

契約者が本件業務の仕様変更又は追加を希望する場合は、当社は契約者に対して見積書を提出し、双方協議合意のうえ書面で作業計画及び委託業務料金を変更できるものとします。

第15条（再委託）

当社は本件業務の一部を当社の責任において第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は契約者に対し、再委託先の行為について全責任を負うものとします。

2. 契約者は再委託先に対して指示等を行ってはならないものとし、万一再委託先の行為が契約者の指示等に基づくものである場合、当社は当該行為につき前項の責任を負わないものとします。

第16条（本件業務の検査）

当社は、第13条（納入期限）に定める本件業務の個別の納期までに、当該個別の業務を完了させ、その都度「業務完了報告書（納品書）」を作成し、契約者に提出するものとします。

2. 契約者は、当社より前項の「業務完了報告書（納品書）」を受領後、14日以内に検査、確認し、「業務完了確認書（検収書）」に記名押印のうえ、当社に交付するものとします。ただし、検査、確認の結果、当該報告内容等に不備若しくは瑕疵がある場合は、契約者は当社に対し相当の期間を定めて補修を求めることができるものとし、当社は当該報告内容等を補修し「業務完了報告書（納品書）」を再提出します。再提出については、本条の規定が準用されるものとします。
3. 前項の定めに従い、契約者が当社に「業務完了確認書（検収書）」を交付した時に、契約者の検査、確認が完了したものとします。ただし、契約者の「業務完了報告書（納品書）」の受領後、当該検査期間内に契約者の当社に対する文書による異議の申出がない場合は、「業務完了確認書（検収書）」の交付がなくとも、当該検査期間の満了時に検査・確認が完了したものとします。

第4章 サポートサービス

第17条（保守等）

第21条（委託料金）に定める本件業務の委託料金のうち、カスタマイズ費用が50万円以上の場合、契約者は本件ソフトウェアのカスタマイズ版ソフトウェアにかかるサポートサービスの提供を

受けるものとし、当社が別に定める「スマートC a t（イージー出荷）ソフトウェアカスタマイズサポートサービス約款」（以下「サポートサービス約款」といいます）に基づき、サポートサービス利用料金を支払うものとし、

2. 前項に記載するカスタマイズ費用が50万円未満であっても、本件業務を過去にも実施し、当該費用の累計金額が50万円を超える場合は、前項の定めを適用します。
3. 契約者は第1項のサポートサービス利用料金を、第16条（本件業務の検査）第3項の検査・確認完了日の翌月1日より利用契約が終了するまでの期間、当社に支払うものとし、
4. 第1項のサポートサービス利用料金はサポートサービス約款に定めるものとし、その支払方法は利用約款第32条（利用料金の支払方法）を準用するものとし、

第5章 知的財産権の取扱い等

第18条（知的財産権の取扱い）

本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下、あわせて「発明等」といいます）が当社又は契約者のいずれか一方のみによって行われた場合、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含みます）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」といいます）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとし、この場合、当社又は契約者は、当該発明等を行った者との間で特許法第35条等に基づく特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとし、

2. 本件業務遂行の過程で生じた発明等が当社及び契約者に属する者の共同で行われた場合、当該発明等に関する特許権等は当社及び契約者の共有（持分均等）とし、この場合、当社及び契約者は、それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとし、
3. 当社及び契約者は、前項の共同発明等にかかる特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを自ら実施又は利用することができるものとし、ただし、これを第三者に実施又は利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合及び質権の目的とする場合は、相手方の事前の同意を要するものとし、この場合、相手方と協議の上、実施又は利用の許諾条件、譲渡条件等を決定するものとし、
4. 前各項の定めにかかわらず、納入物の著作権については、第20条（納入物の著作権）の定めるところによります。

第19条（納入物の所有権）

当社が契約者に納入する納入物の所有権は、契約者より当社へ委託料金が完済されたときに、当社から契約者へ移転するものとし、

第20条（納入物の著作権）

納入物の著作権については次の各号の定めに従い、取り扱うものとし、

- (1) 当社が従前から有していた著作権及び当社が本件業務の実施において新たに単独で著作したマニュアルの著作権は、当社に留保されるものとし、契約者は、本契約に基づきその他成果物を自己利用するために必要な範囲でこれらを著作権法に従って利用できるものとし、
- (2) 当社及び契約者が本件業務遂行において共同で著作したマニュアルの著作権は、当社及び契約者の共有（持分均等）とし、当社及び契約者は相手方の同意等を要することなく、著作権法に基づき自ら利用し、第三者に対し利用を許諾することができるものとし、ただし、その持分を第三者へ譲渡し又は質権の目的とする場合は、相手方と事前に協議の上、

その同意を要するものとします。

第6章 委託料金等

第21条（委託料金）

本件業務の委託料金は、申込書に記載の「カスタマイズ費用」及び「カスタマイズ導入サポート費用」の通りとします。

第22条（委託料金の支払方法）

当社は第16条（本件業務の検査）第3項の検査・確認完了後、契約者に対し、委託料金及びこれにかかる消費税法所定の消費税を請求するものとします。契約者は当該請求内容を確認のうえ、当社の指定する期日までに当社の指定する銀行口座に振り込み支払うものとします。ただし、指定期日が金融機関の休日にあたる場合は、その日を繰り上げるものとします。

2. 前項の支払いに必要な振込手数料は、契約者が負担するものとします。

第23条（遅延損害金）

契約者は、委託料金その他利用契約上の債務について、指定期日を過ぎてもなお履行しない場合には、指定期日の翌日から支払いの日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者が負担するものとします。

第7章 秘密保持

第24条（秘密保持）

契約者は、本件業務の関連資料を秘密扱いとし、当社の事前の書面による承諾なしに契約者の役員および従業員（派遣社員、出向社員、契約社員等を含みます）以外の第三者に対し、開示したり漏洩してはならないものとします。

2. 当社は、本件業務で知り得た、契約者が秘密であることを当社に文書で明示した資料・情報につき、契約者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示したり漏洩してはならないものとします。

第8章 その他損害賠償等

第25条（保証及び責任の範囲）

納入物及びその他成果物の契約者による利用が第三者の特許権・著作権その他の権利を侵害したという理由で契約者が第三者から請求を受けた場合、契約者の納入物及びその他成果物の利用が本契約に違反しておらず、契約者が直ちに当社にその旨を通知し、紛争解決の実質的権限を当社に与えるとともに当社に必要な援助を行い、以後の処理を全面的に当社に任せただけの場合に限り、当社は第21条（委託料金）の金額を限度として、契約者の損害賠償額又はこれに相当する合理的費用を契約者に支払うものとします。ただし、契約者の責に帰する場合はこの限りではありません。

2. 第16条（本件業務の検査）に基づく本件業務の検査完了後、瑕疵が発見された場合、当社及び契約者はその原因について協議・調査を行うものとします。協議・調査の結果、当該瑕疵が当社の責に帰すべきものであると認められた場合、当社は無償で補修・追完を行うものとし、当社の責に帰

すべきものでないと認められた場合には、契約者は協議・調査によって当社に生じた費用を当社に支払うものとし、ただし、本項による当社の責任は本件業務の第16条（本件業務の検査）第3項の検査・確認が完了した日から6ヶ月以内に請求があった場合に限るものとし、

3. 本契約に関する当社の損害賠償その他の保証及び責任は、第26条（損害賠償）及び前各項に定めた範囲のものに限られるものとし、

第26条（損害賠償）

当社又は契約者は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、現実に発生した通常かつ直接の損害に限り、相手方に対して第2項所定の限度内で損害賠償を請求することができるものとし、

2. 前項の損害賠償の上限は、債務不履行、法律上の疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、第21条（委託料金）所定の金額を限度とし、

第27条（不可抗力免責）

当社及び契約者は、天災地変、戦争、内乱、法令の改廃制定、同盟罷業、公権力による命令処分等の不可抗力による当事者の管理能力を超えた債務の不履行、又は相手方の物品の破損、損壊について、損害賠償の責を負わないものとし、

第28条（反社会的勢力の排除）

当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとし、

- (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）である場合、又は反社会的勢力であった場合
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、当社の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合
2. 当社は、前項により利用契約を解約した場合には、契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとし、また第11条（契約の終了）第2項の定めに従い、これまでに要した当社の費用の償還を契約者に求めることができるものとし、

付則

この約款は2013年4月1日から発効します。

改定履歴

2013年10月1日	二版発効
2014年2月1日	三版発効